

第67回

税理士試験

消費税法



嶋村 健
消費税法 講師

問題番号	出題された論点	難易度	本人の出来	受験生の出来
第一問	(1)について	—	—	—
	特定資産の譲渡等の定義	◎	—	◎
	1 事業者向け電気通信利用役務の提供	◎	—	◎
	2 特定役務の提供	◎	—	◎
	※1 国外事業者	○	—	△
	※2 電気通信利用役務の提供	○	—	○
	(2)について	—	—	—
	1 特定資産の譲渡等を行った事業者における消費税法令の適用関係	—	—	—
	(1) 課税の対象	◎	—	◎
	(2) 納税義務者	◎	—	○
	(3) 特定資産の譲渡等を行う事業者の義務	△	—	×
	2 事業として特定資産の譲渡等を受けた事業者における消費税法令の適用関係	—	—	—
	(1) 課税の対象	◎	—	◎
	(2) 納税義務者	◎	—	◎
	(2) 納税義務の成立の時期	×	—	×
	(3) 課税標準	○	—	○
	(4) 仕入税額控除	○	—	○
	(5) 確定申告	△	—	△
	(6) 表示義務の不履行	×	—	×
	(3)について	—	—	—
第二問	①事業者向け電気通信利用役務の提供	○	—	△
	②特定役務の提供	△	—	×
	(1)について	◎	—	◎
	(2)について	◎	—	◎
	(3)について	◎	—	○
	(4)について	◎	—	◎
	納税義務の有無の判定	◎	—	◎
	簡易課税制度の適用の有無の判定	◎	—	◎
	課税標準額	—	—	—
	(1) 第一種	◎	—	◎
	(2) 第二種	◎	—	○
	(3) 第四種	○	—	△
	みなし仕入率及び控除対象仕入税額	△	—	△
	売上げの返還等対価に係る税額	◎	—	◎
	貸倒れに係る税額	◎	—	○
	中間納付税額	◎	—	◎
	納付税額	△	—	×
	納税義務の有無の判定	◎	—	○
	簡易課税制度の適用の有無の判定	○	—	△
	課税標準額（F社への販売）	◎	—	○
第二問	課税売上割合	○	—	△
	非課税売上高（預金利息等）	◎	—	◎
	控除対象仕入税額	—	—	—
	① 課税資産の譲渡等により要するもの	—	—	—
	イ 機械修理	○	—	○
	ロ 新聞広告料	◎	—	◎
	ハ 課税貨物	◎	—	○
	② その他の資産の譲渡等により要するもの（社宅清掃費用）	◎	—	◎
	③ 共通して要するもの	—	—	—
	イ 通勤手当	◎	—	◎
	ロ 福利厚生費	◎	—	◎
	ハ 税理士報酬	◎	—	◎
第二問	売上げの返還等対価に係る税額	◎	—	◎
	貸倒れに係る税額	◎	—	◎
	納付税額	△	—	×

難易度の「◎」は出来なければいけない部分
「○」は出来てほしい部分
「△」は出来なくても仕方ない部分
「×」は出来なくてもよい部分を示す。

受験生の出来の「◎」はほとんどの受験生が出来ている部分
「○」は3～5割程度の受験生が出来ている部分
「△」は1割程度の受験生が出来ている部分
「×」はほとんど出来ていない部分を示す。